

仕 様 書

件 名 八重瀬分屯地14号隊舎Wi-Fi設置役務

1 適用範囲

本仕様書は、八重瀬分屯地において実施する「八重瀬分屯地14号隊舎Wi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容

(1) 場所：沖縄県島尻郡八重瀬町富盛2608 八重瀬分屯地14号隊舎

(2) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）： フレッツ光ネクスト準同等品以上	1式
イ ルーター：YAMAHA NVR510同等品以上	1台
ウ アクセスポイント	2台
エ LANケーブル	1式

(3) 毎月使用料

ア 光回線：1Gbps NTT西日本 ファミリーハイスピードタイプ準同等品以上	1式
イ オフィスWi-Fi：NTT西日本 スマートビジネスWi-Fi（ハイエンド6プラン） 2年タイプ同等品以上	2式
ウ ルーターおまかせプラン（ベーシックタイプ5年ご利用プラン）	1式
エ プロバイダ料	1式

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること

4 疑義

本仕様書に明記が無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保証

完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。

6 完成検査

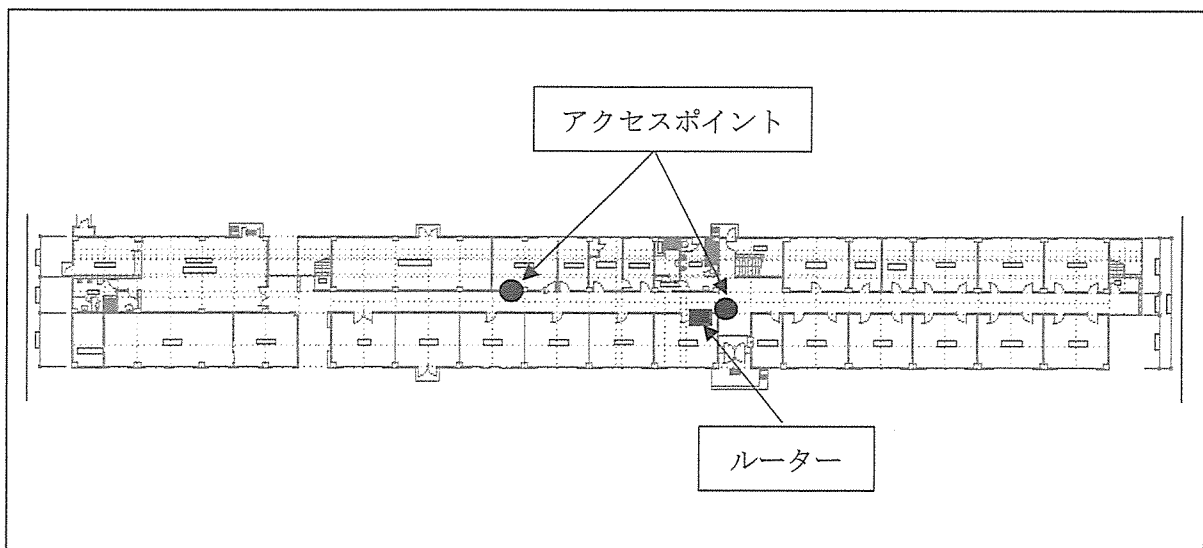
検査は、検査官立ち合いの上機能検査を実施し合格を得て完了とする。

7 年度末報告（4月5日まで（可能な限り））

- (1) 月毎に回線接続した携帯電話台数（延べでも可）
- (2) 月毎に使用した通信容量（延べギガバイト数）

8 その他

不明な点は、担当者と調整する。



所 属 陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊八重瀬派遣隊

作成年月日 令和4年11月11日

作成者

1等陸尉 長松軒 学

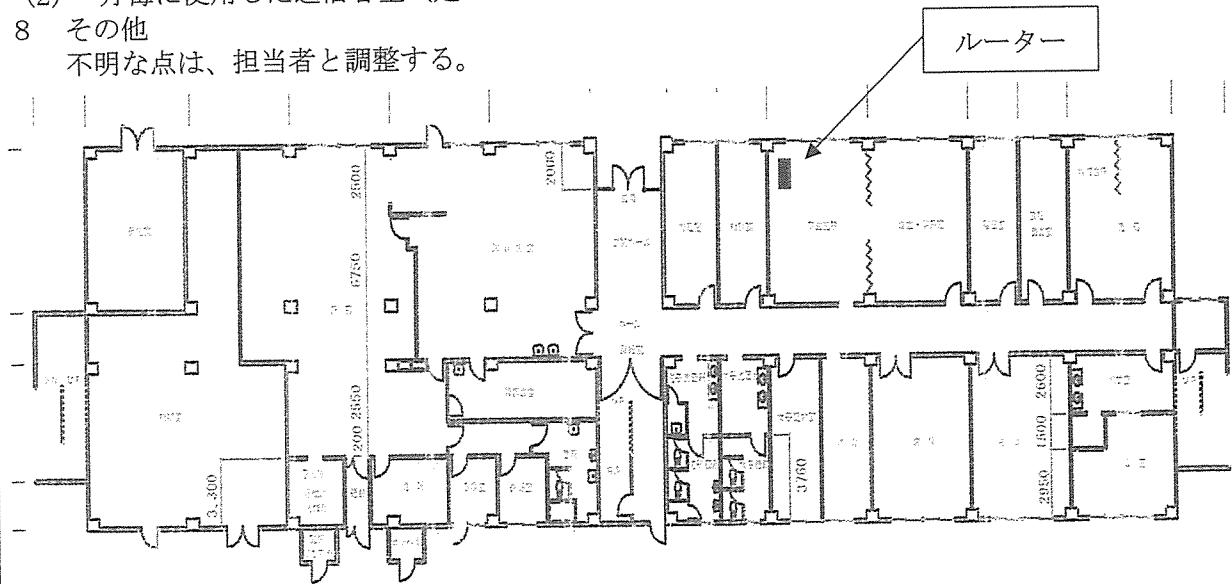
仕 様 書

件 名 10号隊舎Wi-Fi設置役務

- 1 適用範囲
本仕様書は、南与座分屯地において実施する「10号隊舎Wi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。
- 2 役務内容
 - (1) 場所：沖縄県島尻郡八重瀬町安里569 10号隊舎1F厚生施設
 - (2) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）：フレッツ光ネクスト準同等品以上	1式
イ ルーター：YAMAHA NVR510同等品以上	1台
ウ アクセスポイント	2台
エ LANケーブル	1式
 - (3) 毎月使用料

ア 光回線：1Gbps NTT西日本 ファミリーハイスピードタイプ準同等品以上	1式
イ オフィスWi-Fi：NTT西日本 スマートビジネスWi-Fi（ハイエンド6プラン） 2年タイプ同等品以上	1式
ウ ルーターおまかせプラン（ベーシックタイプ5年ご利用プラン）	1式
エ プロバイダ料	1式
- 3 セキュリティ
「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること
- 4 疑義
本仕様書に明記が無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。
- 5 保証
完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。
- 6 完成検査
検査は、検査官立ち合いの上機能検査を実施し合格を得て完了とする。
- 7 年度末報告（●月●日まで（可能な限り））
 - (1) 月毎に回線接続した携帯電話台数（延べでも可）
 - (2) 月毎に使用した通信容量（延べギガバイト数）
- 8 その他
不明な点は、担当者と調整する。



所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
作成年月日	令和4年11月14日
作成者	准陸尉 村井 肇

仕 様 書

件 名

厚生センターWi-Fi設置役務

1 適用範囲

本仕様書は、知念分屯地において実施する「厚生センターWi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容

(1) 場所：沖縄県南城市知念字知念1177-2 11号隊舎

(2) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）： フレッツ光ネクスト準同等品以上	1式
イ ルーター：YAMAHA NVR510同等品以上	1台
ウ アクセスポイント	3台
エ LANケーブル	1式

(3) 毎月使用料

ア 光回線：1Gbps NTT西日本 ファミリーハイスピードタイプ準同等品以上	1式
イ オフィスWi-Fi：NTT西日本 スマートビジネスWi-Fi（ハイエンド6プラン） 2年タイプ同等品以上	2式
ウ ルーターおまかせプラン（ベーシックタイプ5年ご利用プラン）	1式
エ プロバイダ料	1式

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること

4 疑義

本仕様書に明記が無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保証

完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。

6 完成検査

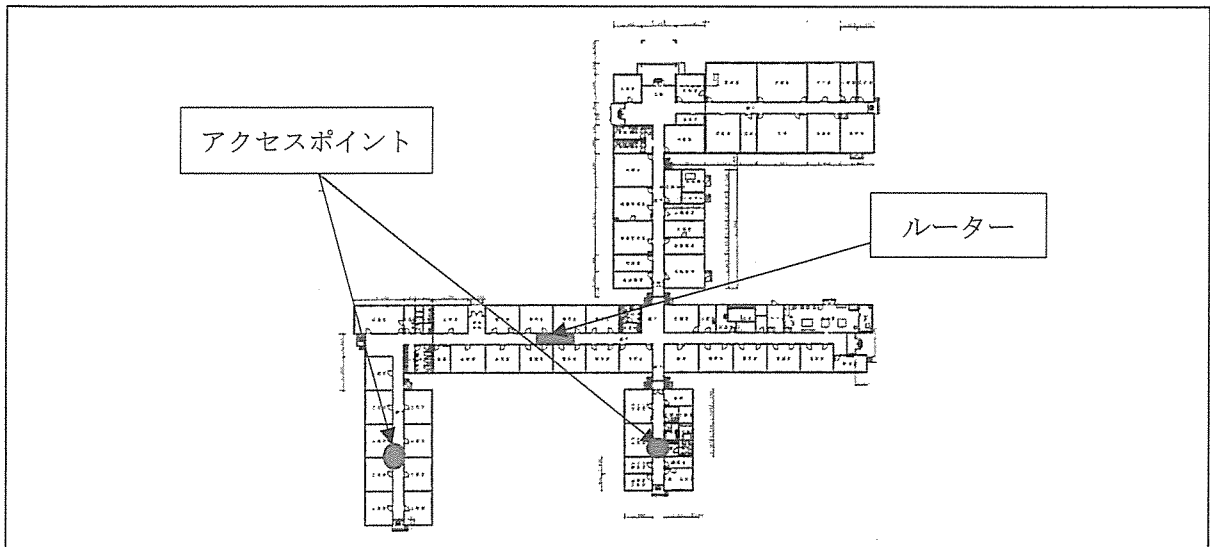
検査は、検査官立ち合いの上機能検査を実施し合格を得て完了とする。

7 年度末報告（4月5日まで（可能な限り））

- (1) 月毎に回線接続した携帯電話台数（延べでも可）
- (2) 月毎に使用した通信容量（延べギガバイト数）

8 その他

不明な点は、担当者と調整する。



所 属

陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊 知念派遣隊

作成年月日

令和4年11月11日

作成者	准陸尉 安里 修
-----	----------

仕 様 書

件 名

第15号庁舎Wi-Fi設置役務

1 適用範囲

本仕様書は、勝連分屯地において実施する「第15号庁舎Wi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容

(1) 場所：沖縄県うるま市勝連内間2530 勝連分屯地第15号庁舎

(2) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）：フレッツ光ネクスト準同等品以上	1式
イ ルーター：YAMAHA NVR510同等品以上	1台
ウ アクセスポイント	2台
エ LANケーブル	1式

(3) 毎月使用料

ア 光回線：1Gbps NTT西日本 ファミリーハイスピードタイプ準同等品以上	1式
イ オフィスWi-Fi：NTT西日本 スマートビジネスWi-Fi（ハイエンド6プラン） 2年タイプ同等品以上	2式
ウ ルーターおまかせプラン（ベーシックタイプ5年ご利用プラン）	1式
エ プロバイダ料	1式

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること

4 疑義

本仕様書に明記が無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保証

完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。

6 完成検査

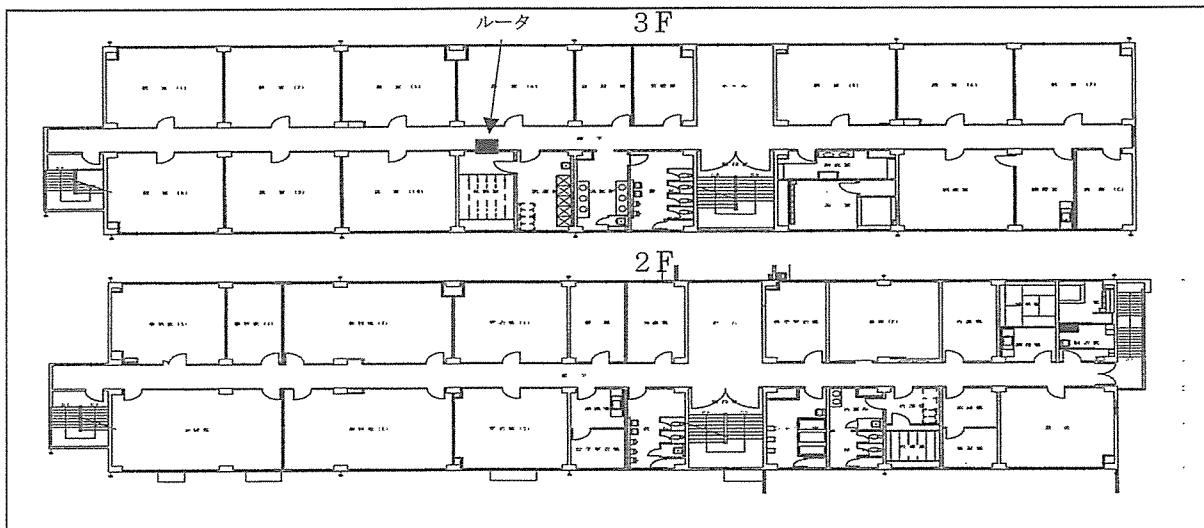
検査は、検査官立ち合いの上機能検査を実施し合格を得て完了とする。

7 年度末報告（4月5日まで（可能な限り））

- (1) 月毎に回線接続した携帯電話台数（延べでも可）
- (2) 月毎に使用した通信容量（延べギガバイト数）

8 その他

不明な点は、担当者と調整する。



所 属

陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊 勝連派遣隊

作成年月日

令和4年11月11日

作成者	1等陸曹 田中 淳
-----	-----------

仕 様 書

件 名

白川分屯地13号庁舎Wi-Fi設置役務

1 適用範囲

本仕様書は、白川分屯地において実施する「13号庁舎Wi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容

(1) 場所：沖縄県沖縄市白川119 白川分屯地13号庁舎

(2) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）：フレッツ光ネクスト準同等品以上	1式
イ ルーター：YAMAHA NVR510同等品以上	1台
ウ アクセスポイント	3台
エ LANケーブル	1式

(3) 毎月使用料

ア 光回線：1Gbps NTT西日本 ファミリーハイスピードタイプ準同等品以上	1式
イ オフィスWi-Fi：NTT西日本 スマートビジネスWi-Fi（ハイエンド6プラン） 2年タイプ同等品以上	2式
ウ ルーターおまかせプラン（ベーシックタイプ5年ご利用プラン）	1式
エ プロバイダ料	1式

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること

4 疑義

本仕様書に明記が無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保証

完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理又は交換すること。

6 完成検査

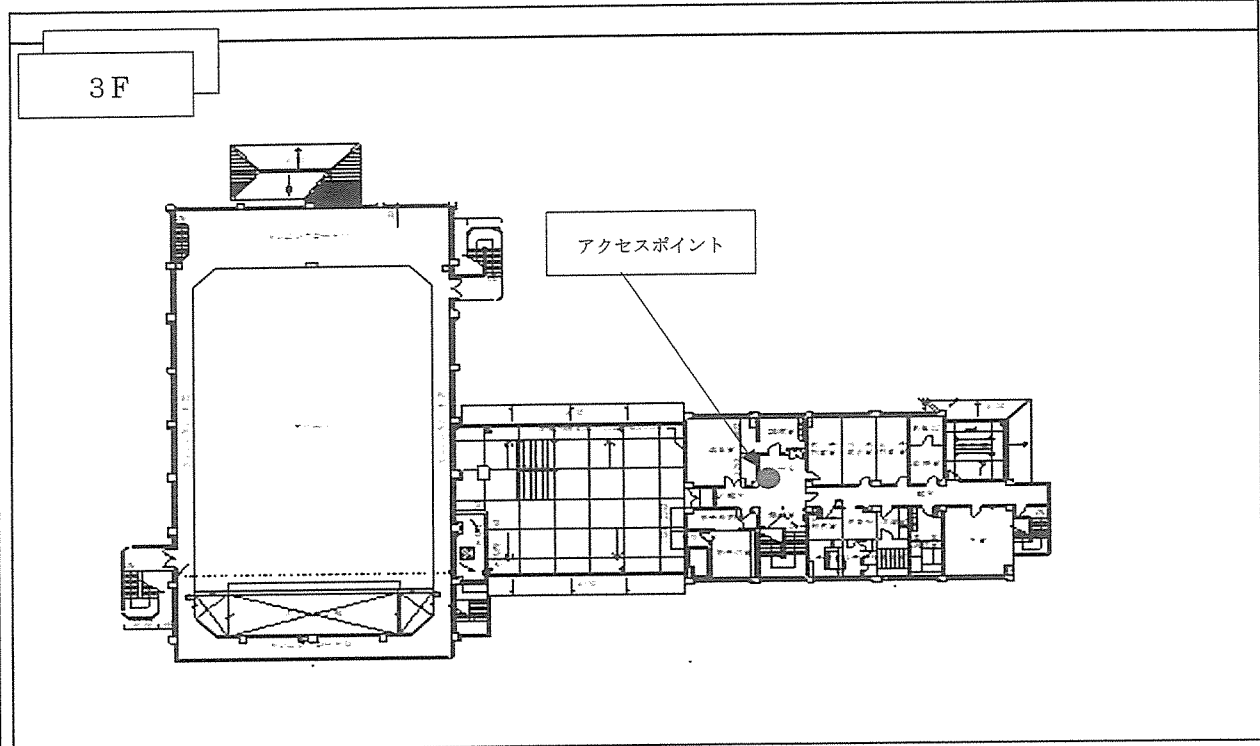
検査は、検査官立ち合いの上機能検査を実施し合格を得て完了とする。

7 年度末報告（4月5日まで（可能な限り））

- (1) 月毎に回線接続した携帯電話台数（延べでも可）
- (2) 月毎に使用した通信容量（延べギガバイト数）

8 その他

不明な点は、担当者と調整する。



所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊白川派遣隊
作成年月日	令和4年11月11日
作成者	准陸尉 上里 英樹